

## 令和5年度第2回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和5年5月25日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和5年5月25日(木) 午後2時

出席委員 16名

1番 伊藤 正敏      2番 酒井 温司      3番 丹羽 保宏

4番 山田 富士雄    5番 中野 浩光    6番 加藤 勲

7番 日下部錠一      9番 鈴木 正      10番 後藤 章

11番 後藤 章正    12番 水野 格廉    13番 山内 盛雄

14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊              渡辺 博史              堀田 啓

欠席委員 2名

8番 岩田 房喜

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 梶浦 庄治

主 事 國分 健太郎

主 事 平塚 康介

議事日程

### 1 提出案件

#### (1)議決案件について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請 …………… 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請 …………… 1件

議案第5号 農用地利用計画変更の申出 …………… 1件

議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他  
事務の実施状況の公表

#### (2)報告案件について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 3件

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 14件

### 2 その他

- ・下限面積(別段の面積)の廃止による第3条許可申請にかかる対応について

会 長 皆さん、こんにちは。

まだ5月であります、寒い日があったり、寒暖の差が非常に激しいので、体調には十分気をつけてください。

それではただいまより令和5年度第2回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は事前に岩田委員より欠席の連絡をいただいているので、13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は2番酒井温司委員と4番山田富士雄委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第3号】 農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号R5-1をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番地で登記・現況共に田で面積は\_\_\_\_\_㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

農地の管理が困難になった\_\_\_\_\_さんと農業経営拡大をしたいさんからの所有権移転の申請になります。

\_\_\_\_\_さんは、耕運機を1台所有しており、従事日数は世帯合計で日、経営面積は田と畑をあわせて\_\_\_\_\_㎡、申請地への通作距離は平均\_\_\_\_\_km、通作時間は車で平均\_\_\_\_\_分です。

その他申請書の内容から不許可の要件には該当しないと判断されます。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

丹羽委員 この案件の地元は丹羽委員になりますが、問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第4号】農地法第5条の規定に係る許可申請1

件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、R5-2番をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番地 登記・現況共に畑で面積は\_\_\_\_\_㎡です。  
受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は\_\_\_\_\_です。

申請者は、\_\_\_\_\_市の共同住宅にて3人家族で生活しております。第二子をつくることを考え、戸建て住宅の建設を検討しておりました。しかし、申請者及び申請者の両親は空き土地を所有していません。

申請地は、市街化区域から、500m以内の区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、農地区分の該当事項のオー（ア）-Bに該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

後藤章正委員 この案件の地元は後藤章正委員になりますが、  
問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第5号】農用地利用計画変更の申出1件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それではこちら追加議案になりますので、事前に机上で配布いたしました。

議案第5号と書かれた農用地利用計画変更申出と農地区分図と書かれた地図をご覧ください。所在地は\_\_\_\_\_の一部、登記現況が畑です。

今回につきましては、もともと令和\_\_年\_\_月\_\_日に農振除外がされた地区について、\_\_\_\_\_が基地局設置のため農振除外を行いました。計画が白紙となり元の農用地区域に再編入するために、申し出するものになります。

申し出者につきましては、\_\_\_\_\_や土地の所有者ではなく、清須市の方から申し出するという事で愛知県と調整をしております。

こちらにつきましては、地図にも添付させていただきました通り、事務局にて現地を確認してございまして問題ないと判断しております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、何か質問はありますか。

意見がないようですので、申し出の通り農業委員会として意見なしとして処理をさせていただきます。

それでは【議案第6号】令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表1件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 こちらも追加議案になりますので、議案第6号「令和4年度農業委員会の、農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施の公表」と、令和4年度農業委員会活動記録まとめについて説明をいたします。

まずこちらの農業委員会の状況では、令和5年4月1日現在で、農業委員会の体制は、令和2年10月1日に任命された14名のうち中立委員が1名で任期が令和5年9月30日、農地利用最適化推進については、3名、3地区となっております。

農家・農地等の概要につきましては、農林業センサスの数字等を入れております。最適化活動の実施状況ということで、最適化活動の成果目標のうち、農地の集積について、令和4年度の現状及び目標として、管内の農地面積が238ヘクタール、そのうちこれまでの集積面積が46.2ヘクタール、集積率が19.4％となっており、目標で令和12年度までに集積率80％を目指すということで目標を立て、今年度につきましては17ヘクタールを集積するという目標を立てました。

実績の方で、今年度の新規集積面積についてなんですけれども、こちらについては、令和4年度は実績がなかったため、0ヘクタールとなっております。農業委員会の点検結果というところにつきましては、令和4年度については集積が行われなかったため、引き続き担い手に集積することを目指し、活動をしていく必要があるとまとめさせていただきました。

続きまして、遊休農地の発生防止解消につきまして、現状及び課題ということで、農地パトロールの実績を入れております。具体的には、一号遊休農地面積として5.8ヘクタールで、そのうち緑区分の面積が4.4ヘクタール、黄区分の面積が1.4ヘクタールです。目標につきましては、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積4.4ヘクタールのうちの5分の1、0.9ヘクタールを解消することを目標としておりました。

次に黄区分の面積につきましては令和3年度の利用状況調査における地域区分の遊休農地が0.2ヘクタールとなっております。

次に実績につきましてですが、昨年度につきましては、遊休農地面積が増加してしまったため、解消実績面積は0.0ヘクタールで実績がなかったと書いております。黄区分の遊休農地の解消についても引き続きやっていくことがあるということでまとめております。

その他につきましては、昨年農地パトロールの実施時期が、調査実施時期ということで令和4年の8月、その結果の取りまとめを9月に行っております。その中で昨年の実績は先ほどもお話した通り1号遊休農地面積が5.8ヘクタール、うち緑区分が4.4ヘクタール、黄区分が1.4ヘクタールでした。意向調査が令和4年9月、取りまとめ後に行い、その結果を11月にまとめております。

農業委員会の点検結果としては、高齢化や非農家への相続により、全体に遊休農地面積が増加した。最適化活動により遊休農地面積の減少に努めるとともに、遊休農地化する前の農地の集積も行う必要があるということでまとめております。

続きまして新規参入の促進について、現状及び課題ということで、令和2年から令和4年度までの新規参入者についての実績を書いております。令和3年度に1法人が農地中間管理事業を通して農地を借りて、作付けを行っているため、1件0.1ヘクタールを入れさせていただいております。しかし1件しかないため、今後も新規参入者の発掘をしていく必要があると感じております。

次に目標というところで、権利移動面積として、平成29年度から令和元年度までの数字を入れておまして、その平均が0.6ヘクタールで、そのうち新規参入への貸付等について、農地所有者の同意を経た上で公表する農地の面積が0.1ヘクタールということで、目標を設定しております。実績についてですが、令和2年度については、新規参入者がいなかったということで実績なしということで報告をしております。

農業委員会の点検結果としては、新規参入希望者がおらず、貸付農地希望についても、貸し出しの希望がなかったため、今後も新規参入者の確保に向けて活動を行う必要があるということでまとめさせていただいております。

最適化活動の活動目標ということで、推進委員等が最適化活動を行う日数目標を設定しております。こちらにつきましては、令和4年度の当初に1人当たりの活動日数を、月に7日、最適化活動を行う農業委員の人数につきましては、中立委員を除く13名と農地利用最適化推進につきましては、3名ということで設定をしておまして、その活動強化期間の設定と

いうことでは、農地パトロール関係の8月から11月までで強化するということを目標にし、実績につきましても、農地パトロールを実施したということで、入れております。

新規参入相談会への参加ということで、こちら当初の目標が、参加回数が1回で就農説明会を予定しておりましたが、特にこちらも行っていないため実績は0回ということで入れております。

目標の達成状況ということで、こちらについては、目標に対して期待を下回る結果となりました。こちらについては令和4年度農業委員会活動記録まとめということで、昨年度の皆様の活動の実績で提出いただいたものを一覧にさせていただきました。

先ほどもお話した通り、月に7回活動を行うということを目指しておりましたので、年間で84回を目標にしており、その結果について、先ほどの推進委員等の点検評価結果、のところに推進員等の人数を入れさせていただいております。

こちらの令和5年度農業委員会活動記録のまとめにもございます通り、本農業委員会につきまして、16名の目標でありましたので、合計で1344回の目標に対して、実績は690回で、これを年平均しますと43.1回、月だと3.5回、達成率としましては、約半分となっております。参考までに県内の上半期の農業委員会の活動日数は、愛知県全体では平均で5.4日活動をしているということです。県内の上位5つの市町村におきましては、常滑市が第一位で17.9日、蒲郡市が13.4日、新城市が13.2日、豊明市が11.3日、豊橋市が10.5日です。清須市の近隣市町村で見ますと、北名古屋が7.4日、豊山町が0.3日、稲沢市が5.8日、一宮市が6.0日、あま市が2.0日という結果になりました。

本市の農業委員会としましては、全体で月平均しますと3.5～3.6日というところで、目標の半分でしたので、今年度につきましては、できるだけ目標に近づくように、皆様に活動していただきたいと思ひまして、こちらの記録を農業委員会として共有させていただければと思ひます。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、何か質問はありますか。

また令和5年度については、より一層の努力をして、数字が上がるようにしてください。

事務局 実績報告につきましては半年に1回の提出で、年度当初にお渡しした活動記録に基づいて書いていただいていると思います。現状の様式ではいろいろと書くところがあって書きづらい部分もあると思いますので、年度途中ではあるのですがもう少し様式を簡単にすることも検討しておりますので、様式についてご意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長 よろしいでしょうか。それでは議案第6号については以上といたします。

続きまして【報告第3号】及び【報告第4号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号R5-1、\_\_\_\_\_、登記現況ともに畑、面積が\_\_\_\_\_㎡です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-2、\_\_\_\_\_、登記現況ともに畑、面積が\_\_\_\_\_㎡です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-3、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、登記田、現況宅地、面積が合計で\_\_\_\_\_㎡です。

こちら、加藤委員の案件となります。

加藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-2、\_\_\_\_\_、登記田、現況雑種地、面積が\_\_\_\_\_㎡です。

こちら、後藤章正委員の案件となります。

後藤章正委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-3、\_\_\_\_\_、登記現況ともに畑、面積が\_\_\_\_\_㎡です。

こちら、渡邊委員の案件となります。

渡邊委員 特に問題はありませんが、R5-4の隣接地ですが、特に問題ないですけど、赤道に接道しておりまして、確実にセットバックをしてもらわないといかんというふうに思っております。

それと、ここへ入っていく進入路なんですけど、私道になってるんです

が、その辺の協議がされているかどうかというところが気になります。  
よく赤道に接道する場合ですね、4mセットバックされてない場合が結構あるんですよ。

事務局 今回については、個人の方から不動産業者に渡すってところで、推測でしかないのですが、不動産業者も前面道路が道路法上の道路じゃなくて進入できないっていうのは買わないと思いますので、こちらについては赤道であれば例えば位置指定道路や2項道路に指定されていたり、そういうのを確認された上で、農地転用を出してきていただいていると思います。もちろんセットバック、4m満たなければ必要だと思いますので、それをやっていただくことは、必要かなと思います。

面積も\_\_\_\_\_㎡と広いので、何かしら開発道路を入れるとか、そういったことも検討して道路に接道して建てると思いますので、その辺は問題ないのかなと思います。

渡邊委員 私のところに入ってきた話では、4mのセットバックがなく、買った後に購入者が悲鳴を上げているところもあるので、そういった確認は事前に必要だと思います。また、南のほうから工事車両が入ってくると思うんだけど、ここが私道になってるんですよ。そこで舗装がぐちゃぐちゃになってしまうんですよ。そういったことの保証やなんかも当然行政として考えてみえると思うのですが。業者が適当にやってしまうこともあるかもしれないので、行政がしっかりと監督をしてもらいたいと思います。

事務局 その地図見ましたが、この接道南側の部分に沿線で他にも住宅が建っているところがあるので、接道自体は満たしているのかなと思います。私道かどうかのそこについては確認ができてないのでわからないのですが、私道について行政からの指導は、個人の所有地になってしまうので、なかなか難しいところではあります。ただ、工事業者には綺麗にやっていただく必要があると思います。よろしいでしょうか。

渡邊委員 はい。

事務局 申請番号R5-5、\_\_\_\_\_、登記田、現況が雑種地、面積が\_\_\_\_\_㎡です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-6、\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_、共に登記が田、現況が雑種地、面積が合計で\_\_\_\_\_㎡です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-7、\_\_\_\_、登記現況ともに畑、面積が\_\_\_\_㎡です。

こちら、後藤章正委員の案件となります。

後藤章正委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-8、\_\_\_\_、\_\_\_\_、共に登記が畑、現況が雑種地、面積が合計で\_\_\_\_㎡です。

こちら、岩田委員の案件となりますが、本日欠席となりますので、事前に問題ないとの報告を受けております。

次に、申請番号R5-9、\_\_\_\_、\_\_\_\_、共に登記が畑、現況が雑種地、面積が合計で\_\_\_\_㎡です。

こちら、岩田委員の案件となりますが、事前に問題ないとの報告を受けております。

次に、申請番号R5-10、\_\_\_\_、登記が畑、現況が雑種地、面積が合計で\_\_\_\_㎡です。

こちら、岩田委員の案件となりますが、事前に問題ないとの報告を受けております。

次に、申請番号R5-11、\_\_\_\_、\_\_\_\_、共に登記が田、現況が畑で、面積が合計で\_\_\_\_㎡です。こちら伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありませんが、こちらはレジャー農園になっていますが、市は把握されているでしょうか？

事務局 産業課食育係と話をしているので問題ありません。

伊藤委員 わかりました。

事務局 申請番号R5-12、\_\_\_\_、登記が畑、現況が宅地、面積が\_\_\_\_㎡です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 こちら畑はもうすでにありませんね。これは住宅建築なんですけれども、道路がないんですけれども大丈夫でしょうか。

事務局 一度都市計画課に確認をしたいと思います。

次に申請番号R5-13、\_\_\_\_、\_\_\_\_、登記現況ともに田、面積の合計が\_\_\_\_㎡です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-14、\_\_\_\_\_、登記現況ともに田、面積が\_\_\_\_\_㎡  
です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-15、\_\_\_\_\_、登記現況ともに畑、面積が\_\_\_\_\_㎡  
です。

こちら、日下部委員の案件となります。

日下部委員 問題ありません。

会長 以上の報告案件について、何か質問はありますか。

それではその他の案件に移ります。

下限面積（別段の面積）の廃止による第3条許可申請に係る対応について事務局に説明を求めます。

事務局 最初に経緯なんですけれども、令和5年4月1日から、農地法の改正により第3条の許可申請について、下限面積の要件がなくなりました。このため、第3条の許可について、以前より申請しやすい状況になっております。

ただしかしその一方で、近隣農地との調和等を鑑みると、事務局及び農業委員会において適切に審査をする必要があると考えます。

4月1日以降の許可申請に必要な事項についてまとめさせていただいております。

農地法で定める要件としては、四つありまして、まず一つ目全部効率要件です。農地の権利を取得しようとするもの、またはその世帯員等が権利を有している農地及び許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に耕作すると認められるかです。

二つ目は法人に限ってなんです、法人の場合は農地所有適格法人であるかどうかです。

三つ目は農作業常時従事要件として、権利取得しようとするもの、またはその世帯員がその取得後において行う耕作に年間150日以上従事すると認められるかです。

四つ目は地域との調和要件です。取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置、規模から見て、農地の集団化、作業の効率化その他周辺地域における農地の農業上の効率的な利用の確保に支障を生じないかです。

この四つの要件から、第3条の許可申請について許可してもよいかを判

断する必要があります。

今後のチェック方法についてなんですけれども、申請書にて先ほど確認した4要件を確認して、個別の内容についてはチェックシートに転記をします。

第3条の許可申請が提出された後に、事務局の方で申請書の内容や聞き取りを元に事務局が、該当項目についてチェックシートに記入します。

その後定例会資料とともに担当農業委員にこちらのチェックシートを送付して、担当地区の農業委員に、調和の要件を満たしているかどうかを確認していただき、目安として20日頃までに事務局にチェックシートの返送していただきます。

最後に新規で農業を行うという場合は、事務局及び担当委員の方による事前面談を行いたいと考えております。

以上、下限面積要件がなくなったことに伴う対応について以上の通り考えておりますので、皆様の意見を一度いただければと思います。

会長 以上、事務局の説明が終わりました。気が付いた点は今すぐ全部質問いただけますか。

私から質問ですが、今ある農地を売却して、田んぼをなくしたくないから替地を買いたい、年齢が75歳以上だという場合は、どうするのだろうか。

事務局 例えば、企業等から開発のため土地を買いたいと交渉があり売買をするが、田んぼをなくしたくないから替地を希望するということですか。

会長 はい。

事務局 その方に、事務局と担当委員さんとでヒアリングを行い、引き続き農業が可能と判断されれば、農業経営をしていただいて問題ないのかなと思います。ただ、田んぼを取得してすべて委託をするといった場合は、調べさせていただいて、全面委託でもいいのか一部委託ならいいのかということについては、確認をさせていただきます。

会長 耕作は難しく、全面委託をするのだが、農地はなくしたくないという気持ちがあるから替地の購入を希望するという場合はどうですか。

事務局 基本的に資産保有目的で、第3条の許可は出せない、今の場合だと許可はできません。そのためヒアリング等をしていくこととなります。また申請書やヒアリング以外で見えない部分も把握していただくのが、地元農業委員さんであるので、新規参入の方や高齢者の方であれば、担当地区の農業委員さんにもヒアリングに参加していただき、実情等と併せて

判断していくこととなります。

会 長 懸念しているのは、地元の農業委員さんにこれまで以上にプレッシャーがかかることとなりますね。

事 務 局 あくまで案の段階ですので、そういったご意見いただいて、完全に農業委員さんに事前に入っていたくのをやめるのか、例えば他の地区の農業委員さんに複数名出ただいて、お話を聞くとか、そういったことであれば少しは変わると思うので、考えていきたいと思います。

会長のご意見としては、ヒアリングをするなら、できるだけ他の委員さんに出ただいた方がいいという形ですかね。

会 長 担当委員が一人だけだと、その委員さんの意見が反映されているというのが不許可にした場合に見えてしまうから、ここは一人でやるよりも複数人での確認の方がいいと思いますが。

事 務 局 わかりました。いろいろな皆さんご意見があると思うので、また随時、皆さん気づいたことがあればお電話でも結構ですので、ご意見いただければ、皆さんのご意見も参考にして、できるだけ良い形で、この第三条の許可の事務ができるように進めて参りたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

会 長 それでは、次回開催について確認します。

令和5年6月23日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室（本日と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願い致します。

以上で令和5年度第2回農業委員会を閉会します。

本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時45分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています